

経営革新計画とは？

経営革新計画は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」の中に規定されている支援策の一つです。

中小企業新事業活動促進法は、中小企業の「創業」、「経営革新」、「新連携」の取り組みを支援することで、これらの新たな事業活動を促進し、またその事業環境基盤の充実を図るために規定された法律です。

1. 定義

「経営革新」とは、事業者が**新事業活動**を行うことにより、その**経営の相当程度の向上**を図ること（中小企業新事業活動促進法 第2条第6項）です。

「新事業活動」とは、次の4つの「新たな取り組み」をいいます。

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動（中小企業新事業活動促進法第2条第5項）

「経営の相当程度の向上」とは、次の2つの指標が、おおむね3年～5年で、相当程度向上することをいいます。

- ①「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率
- ②「経常利益」の伸び率

計画終了時	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上
	(注)「年利3%以上の伸び率」	(注)「年率1%以上の伸び率」

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

一人当たり付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数

経常利益 = 営業利益 - 営業外費用（支払利息・新株発行費等）

※ 営業外収益は含みません

2. 様式と申請

経営革新計画書の様式は、申請書も合わせてフォーマットが中小企業庁HPよりダウンロードできるようになっています。具体的な記載方法も説明がありますので、参考にしてください。

経営革新計画は、都道府県の担当部局等で相談や申請の受理、審査等を行います。

そして、審査を通れば、経営革新計画書の**承認**がされます。実際には、申請書が受理されたものは、ほとんどが承認されています。しかし、簡単に承認されるわけではありません。申請書が受理されるまでが大変なんです。なかなか受理してくれません。

経営革新計画の内容について厳しく吟味され、問題点等を指摘されては、計画を練り直す作業が何度も繰り返されます。そうやって、経営者が頭を使いながら計画を作り上げていくことで、自社の経営内容を良くする経営計画ができるのです。

3. 承認のメリット

経営革新計画の承認を受けるメリットは？

設備投資や研究開発を実現させたい時、企業経営を見直したい時、知名度・信用度・顧客満足度の向上を図りたい時にご利用されることをおすすめします。

～実際に経営革新に成功した企業の生の声～

◆ 各種支援を受けられます。

補助金、政府系金融機関による融資など幅広い支援メニューを用意しています。支援メニューは、次ページをご覧ください。

承認企業の声

- ・政府系金融機関から低利融資が受けられ、設備投資が実現できた。
- ・金融機関からの資金的サポートが得られ、低利の資金導入が可能となり、資金的な安定感が増した。

◆ 経営革新計画はビジネスプラン。企業の経営を見直すことができ、組織力の向上にもつながります。

承認企業の声

- ・信頼度が高まり販路拡大ができた。
- ・社内的に士気が高まった。
- ・自分たちの方向性が認められたという自信がついた。
- ・ビジョンをはっきりさせることができた。
- ・事業計画の達成に向けて組織的な展開をすることができた。新たな課題も見つかり、それに対する取り組みが早期に行えた。

◆ 知名度・信用度・顧客満足度の向上が図られます。

承認企業の声

- ・企業の信頼度が向上した。
- ・承認を受けたことにより、知名度が更にアップした。
- ・取引金融機関に対して信用力が強化できた。
- ・新製品を作り出せる企業という会社のイメージが形成され、各金融機関における評価・印象が向上する大きな材料となった。



曾於地域広域指導センター

(曾於市商工会・志布志市商工会・大崎町商工会)

広域経営指導員 前山 芳久

広域経営指導員 有村 智彰

事務所：〒899-7103 鹿児島県志布志市志布志町志布志 3225-5

Tel(099)472-1108

Tel(099)472-0939